

令和6年12月26日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小 長 谷 敦 子



答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおり結論となりましたので、意見具申をいたします。

記

令和6年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、
年間3.45月分が妥当と考えるところです。

※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当（期末手当及び退職手当）も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額×12月＋期末手当)

区分	改定後	現行	差額
議長	10,632,824	10,426,700	＋206,124
副議長	9,808,574	9,605,700	＋202,874
議員	8,984,324	8,784,700	＋199,624
市長	17,968,650	17,651,500	＋317,150
副市長	15,001,350	14,695,900	＋305,450
教育長	13,188,000	12,889,700	＋298,300

B 任期内の総収入（A×任期＋退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

区分	任期	改定後	現行	差額
議長	4年	42,531,300	41,706,800	＋824,500
副議長		39,234,300	38,422,800	＋811,500
議員		35,937,300	35,138,800	＋798,500
市長		88,878,600	87,376,000	＋1,502,600
副市長		70,197,400	68,807,600	＋1,389,800
教育長	3年	44,964,000	43,967,850	＋996,150

※ 市長１０％、副市長８％、教育長７％の給料月額の減額措置があるものとして算定した場合は以下の通りとなります。

A' 年間の総収入 (給料月額×12月＋期末手当)

区分	改定後	現行	差額
市長	16,660,650	16,361,500	＋299,150
副市長	14,127,750	13,836,700	＋291,050
教育長	12,516,000	12,230,300	＋285,700

B' 任期内の総収入 (A' ×任期＋退職手当)

区分	任期	改定後	現行	差額
市長	4年	83,646,600	82,216,000	＋1,430,600
副市長		66,703,000	65,370,800	＋1,332,200
教育長	3年	42,948,000	41,989,650	＋958,350

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）に支給する諸手当につきましても、慎重に検討いたしました。その際、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を参考に、類似団体との比較などを行い、議論をいたしました。

審議にあたっては、人事院勧告等において示される方向性はひとつの基準としつつ、本市の財政状況や今後の市政運営の見通し等を踏まえた検討を行ったところです。

本市の財政状況としては、市税収入の増加や地方交付税の増加などにより、単年度収支については昨年度に引き続き黒字となり、令和5年度決算における経常収支比率は、前年度から0.6ポイント減少した93.0%となりました。一方で、扶助費などにおける経常的な歳出は増加しており、また、数年後には小中一貫校や給食センターなどの大規模な施設整備費用の支出も見込まれているため、公債等も活用した持続可能な財政運営に取り組まれることを期待いたします。

議論の中では、インフラや公共施設など、未来への投資の重要性を指摘する意見や、近年頻発している大規模災害に対する備えと対応、市民周知方法に関する意見などあったものの、この間財政健全化に向けた全庁的な取組を行いその成果を出していることや、景気回復期における観光や産業へ積極的に予算措置を図っている等、市民ニーズに応じた行財政運営に努められており、現段階ではこれまでどおり人事院勧告等を踏まえた改定を行うことが適当であると考えます。

人事院勧告では、国の指定職について、期末・勤勉手当の支給割合を合計0.05月引き上げて、年間3.45月とする勧告がなされました。上記の議論の結果を踏まえるとともに、これまでの改定状況を考慮して、市議会議員及び特別職の期末手当につきましては年間3.45月に改定し、実施時期につきましては令和6年度からの実施が適当であると判断します。